平成２８年（フ）第６６０号
大阪市東住吉区鷹合２丁目15番20号
破産者　いもと電気工事株式会社
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２号
愛媛県北宇和郡松野町大字延野々1818番地
破産者　吉福　幸治
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第４２０号
東京都調布市深大寺東町１丁目23番12号
破産者　アンテナサービス商事有限会社
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２１号
東京都調布市深大寺東町１丁目23番12号
破産者　トウニチシステム輸送株式会社
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４２２号
東京都八王子市鹿島３番地３―205
破産者　石田　　功
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６２号
東京都多摩市永山６丁目２番地の１サンテーズⅡ303
破産者　株式会社三優建設
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３号
東京都多摩市永山６丁目２番地の１サンテーズⅡ303
破産者　三山　優弥
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３５号
東京都町田市山崎町2200番地山崎団地２―３―405
破産者　小野　俊行
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３０号
東京都小金井市貫井南町５丁目12番12号ハイム尾嵜小金井Ｂ103
破産者　石田　琴美
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４１号
静岡県沼津市小諏訪976番地の１
破産者　株式会社エイエルエイコーポレーション
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
愛知県江南市赤童子町白山135番地
破産者　美国土木株式会社
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１号
兵庫県たつの市龍野町富永702番地１龍野商工会議所１Ｆ
破産者　有限会社日本料理たもと
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第３２４号
宮崎市大字芳士1220番地
破産者　有限会社宮崎コールド
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８７３号
福岡県大野城市白木原４丁目13番47号
破産者　株式会社ビーズコーポレーション
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６４号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目109　ハイツ渡辺Ｂ107、開始決定時の住所岐阜県加茂郡七宗町神渕3351番地１
破産者　亡長谷部牧子相続財産
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１３４号
福岡市中央区天神１丁目11番17号
破産者　株式会社和装ホラヤ
1　決定年月日　平成28年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２９号
山形県最上郡舟形町富田363番地
破産者　株式会社髙橋塗装工業
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第３５３号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目33番10号
破産者　北栄水産株式会社
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町210番地６
破産者　有限会社メープルホーム
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９５号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1434番地16
破産者　田村　**靜**雄
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９８号
栃木県日光市鬼怒川温泉大原1434番地16
破産者　田村　泰子
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８５号
栃木県宇都宮市西一の沢町３―11―202、住民票上の住所東京都江戸川区南小岩４丁目11番５―403号　三信ハイツ
破産者　浦野　啓之
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係